（報告書の記載事項）

第三十八条　法第二十七条の公告を行った事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象堰事業の名称、種類及び規模、対象堰事業が実施された区域の位置その他の対象堰事業に関する基礎的な情報

二　環境保全措置（第四号に掲げるものを除く。）の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

三　事後調査の項目、手法及び結果

四　前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

五　専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別

六　報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨

2　法第二十七条の公告を行った事業者は、対象堰事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と土地若しくは工作物の供用開始後の管理者が異なる場合等において、当該者との協力又は当該者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

別表第一中「（第六条関係）」を「（第二十一条関係）」に改める。

別表第二中「（第八条関係）」を「（第二十三条関係）」に改める。

別記様式中「（第一条関係）」を「（第十五条関係）」に改める。

（ダムが都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係るダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第三条　ダムが都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係るダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十条」を「第三十五条」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第六条第二項」に、「第二条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条を第十一条とする。

第六条第一項中「第十八条」を「第三十三条」に、「第二条第二項から第五項まで」を「第十七条第二項から第五項まで」に、「第二条第二項から第四項まで」を「第十七条第二項から第四項まで」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第六条第二項」に、「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に、「第十八条」を「第三十三条」に改め、同条を第十条とする。

第五条中「第十三条から第十七条まで」を「第二十八条から第三十二条まで」に、「第十三条中」を「第二十八条中」に、「第十四条」を「第十九条」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十六条」を「第三十一条」に、「選定指針等省令第十七条第一項」を「同条第三項中「第一種ダム事業」とあるのは「都市計画第一種ダム事業」と、選定指針等省令第三十二条第一項」に改め、同条を第九条

第四条中「第四条から第十二条まで」を「第十九条から第二十七条まで」に、「第四条中」を「第十九条中」に、「第五条第一項」を「第二十条第一項」に、「選定指針等省令第六条第一項」を「同項第二号中、「対象ダム事業」とあるのは「都市計画対象ダム事業」と、選定指針等省令第二十一条第一項」に、「から第八項までの規定」を「及び第六項」に、「第七条」を「第二十二条第一項」に、「選定指針等省令第八条第一項」を「同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、選定指針等省令第二十三条第一項」に、「第九条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「第九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象ダム事業」とあるのは「都市計画対象ダム事業」と、「同条第二項中「対象ダム事業」とあるのは「都市計画対象ダム事業」と」の下に「、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を加え、「、同条第四項から第六項までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「第十条第一項」を「第二十五条第一項及び第二項」に改め、「、同条第四項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「同条第五項及び第六項」を「同条第四項」に、「第十一条中」を「第二十六条中」に、「第十二条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「第三条」を「第十八条」に、「対象ダム事業」とあるのは「都市計画対象ダム事業」を「対象ダム事業に」とあるのは「都市計画対象ダム事業に」に改め、同条を第七条とする。

第二条第一項中「第二条第一項」を「第十七条第一項」に、「対象ダム事業」とあるのは「都市計画対象ダム事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」を「対象ダム事業」という。」とあるのは「都市計画対象ダム事業」という。」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象ダム事業に」とあるのは「都市計画対象ダム事業に」に改め、「法第五条第一項第二号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第二号」と」の下に「、「対象ダム事業の」とあるのは「都市計画対象ダム事業の」と、「対象ダム事業が」とあるのは「都市計画対象ダム事業が」と」を加え、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改め、同条第二項中「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に改め、同条を第六条とする。

第一条の二第一項中「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第一号。以下「選定指針等省令」という。）第一条の二」を「選定指針等省令第十六条」に改め、同条第二項中「第一条の二の」を「第十六条の」に、「第一条の二第一項第二号及び第四号」を「第十六条第一項第二号及び第四号」に改め、同条を第五条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。第二条第一項において「令」という。）」を「令」に、「環境影響評価法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の二の項のイからホまでのいずれかの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業が都市計画に定められる場合における当該第一種事業（以下「都市計画第一種ダム事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、都市計画第一種ダム事業が実施されるべき区域の位置（都市計画第一種ダム事業であって、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第八条に規定する河川工事として行うものについては、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の三第二号イの施行の場所をいう。第三条第一項において同じ。）及び都市計画第一種ダム事業の規模（都市計画第一種ダム事業に係るサーチャージ水位又は常時満水位における貯水池の水面の面積をいう。以下同じ。）とする。